

奈良市公報

号外第5号

平成20年2月29日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

監 査

○定期監査の実施結果	1
公 営 企 業	
○一般競争入札の実施	3
○平成20年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査 申請要領	4
○平成20年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加 資格審査申請要領	6
○奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を 改正する規程	8
○奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程	10
○奈良市水道局職員記章規程の一部を改正する規程	13
○奈良市水道局事務専決規程の一部を改正する規程	13
○奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を 改正する規程	13
○奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程	14
教 育 委 員 会	
○指定管理者の指定(18件)	14
選 举 管 理 委 員 会	
○検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名	20

監 査

奈良市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。
平成19年12月28日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 幾田 邦夫
同 高杉 美根子

1 監査対象

市民生活部	市民課 国保年金課
人権文化推進室	男女共同参画課 人権啓発センター
西部出張所	庶務課 住民課 生活福祉課
環境清美部	企画総務課 収集課 環境清美工場
(教育委員会)	
教育総務部	教育総務課 学校教育課
中学校	平城・春日・三笠・平城西
小学校	三碓・佐保台・富雄南・あやめ池・精華・辰市・吐山・並松
幼稚園	三碓・佐保台・富雄南・あやめ池・精華・辰市
生涯学習部	生涯学習課(青少年児童会館含む。)

(消防局)

消防総務部	総務課
生 活 安 全 部	救急救助課 予防課

2 監査期間

平成19年10月22日～同年12月25日

3 監査方法

平成19年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成19年9月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支出に係る旅費(宿泊を伴うもの)、委託料、負担金補助及び交付金の事務処理を重点に、旅行命令簿、契約書、補助金等交付申請書、支出負担行為伺書等の関係書類を監査した。旅費、委託料及び負担金補助及び交付金の件数は、次表のとおりである。

部	課	旅費	委託料	補助金
市民生活部	市民課	—	12	—
	国保年金課	2	5	—
	男女共同参画課	—	2	4
	人権啓発センター	—	8	—
西部出張所	庶務課	—	2	3
	住民課	—	3	—
	生活福祉課	—	—	—
環境清美部	企画総務課	1	12	1
	収集課	—	9	—
	環境清美工場	—	13	—

教育委員会						
教育総務部	教育	総務	課	2	8	2
	学校	教育	課	1	12	10
	学校	・	園	4	—	—
生涯学習部	生涯	学習	課	1	15	16
（青少年児童会館含む）						
消防局						
消防総務部	総務	課	14	7	3	
	救急	救助	課	9	1	—
生活安全部	予防	課	—	2	—	
	合計		34	111	39	

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部

市民課

墓地火葬場費使用料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において344,800円であり、その内訳は寺山靈苑使用料が296,800円、南山墓地使用料が48,000円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力をされるとともに、滞納債権の追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

国保年金課

(1) 国民健康保険料（税）の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において2,286,404,724円となっている。

国民健康保険制度の健全な運営を図るためにの財源の確保及び被保険者の負担の公平を期するよう、今後とも収入未済の解消に向け、なお一層の徴収努力を要望する。

(2) 雑入の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において6,060,266円であり、その内訳は一般被保険者第三者納付金が2,514,813円、退職被保険者等第三者納付金が2,059,907円及び一般被保険者返納金が1,485,546円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力をされるとともに、滞納債権の追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

(3) 賦課徴収費において、郵便切手を購入しているにもかかわらず、切手類受払簿が備えられていなかった。

奈良市会計規則第70条及び第71条に則り切手類受払簿を作成し、適正な切手類の管理をされたい。

(4) 歯科ドック検診業務委託において、見積書及び予定価格調書が添付されていなかった。

随意契約の方法により契約を締結しようとする場合、奈良市契約規則第18条に基づき適正な事務執行をされたい。

人権啓発センター

機械警備委託、清掃業務委託、エレベーター保守管理委託及び空調設備保守点検委託において、予定価格調書が添付されていなかった。

随意契約の方法により契約を締結しようとする場合、奈良市契約規則第18条に基づき適正な事務執行をされたい。

環境清美部

企画総務課

(1) し尿処理費手数料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において369,098円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

(2) 灰からセンター製品製作業務委託において、諸経費も積算され契約額に計上されているにもかかわらず、業務執行にかかる一部の消耗品等が別途支出されていた。契約書または仕様書において、市と受託者間の経費負担内容を明確にされたい。

収集課

勤務時間中に職場を離れた「中抜け」職員に対し、懲戒処分が出されたが、職員の管理体制を強化されたい。

環境清美工場

(1) 一般廃棄物処分手数料及び衛生費雑入の滞納繰越分の収入未済額は、監査時においてそれぞれ16,793,280円、24,784,751円となっている。衛生費雑入の内訳は破碎スクラップ売却処分収入が19,507,334円、アルミスクラップ売却処分収入が2,233,585円、大型鉄売却処分収入が1,824,782円及び廃自転車売却処分収入が1,219,050円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力をされるとともに、滞納債権の追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

(2) アルミスクラップ売却処分収入において、本年度分も有価物として売却されているにもかかわらず、売却代金が未納となっていた。

滞納繰越を増やさないためにも、早急に対策を講じられたい。

(教育委員会)

教育総務部

教育総務課

教育使用料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において1,618,550円であり、その内訳は全日制高等学校費使用料が67,200円、幼稚園費使用料が1,551,350円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力をされるとともに、滞納債権の追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

学校教育課

「平成19年度学校輝きプラン事業について」によると、委託事業には、旅費、食糧費及び備品購入費を原則として充てることはできないとされている。ただし、事業計画書に事業との関連性及びその根拠を明記し、承認を得れば支出できることになっていて、事業計画書に明記されていないものが見受けられた。

事業執行上不可欠なものであることを具体的に明記させるよう徹底されたい。

(平成19年12月28日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第43号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成19年12月17日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内大宮町一丁目地内他5件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中

でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年12月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年12月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成19年12月17日掲示済)

奈良市水道局告示第44号

平成20年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成19年12月17日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

平成20年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成20・21年度において、奈良市水道局が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、競争入札に参加しようとされる方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は基準年受付となり平成20・21年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者（市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、追加年受付となり、平成20年度のみの有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成19年2月に申請されなかった方のみ対象とします。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成18・19年度分の市県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は、平成17・18年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成18・19年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。

2 受付期間

平成20年2月14日（木）から同月29日（金）まで（日曜日、土曜日を除く。）

*送付分については、平成20年2月1日（金）から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟6階 第23会議室
<問い合わせ先>奈良市水道局業務部経理課
電話番号 0742-34-5200 (代表)

5 申請方法

持参または送付受付としますが、準市内業者及び市外業者は可能な限り送付申請してください。（送付受付は2月1日から2月29日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）なお、市内業者は持参受付に限ります。

6 送付先

〒630-8001
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局 業務部経理課 入札係

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 2年間（平成20・21年度）
- (2) 市外業者 1年間（平成20年度）

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参加を留保します。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、業務部経理課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。
- (6) 提出書類以外に必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成18年10月1日から平成19年9月30日の間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

- ア) 建設工事入札参加資格審査申請書（奈良市水道局の様式）
 - イ) 建設業許可通知書（写し）
 - ウ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

(写し) (平成18年10月1日から平成19年9月30日の間に審査基準日を有するもの)
エ) 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿及び工事経歴書(写し)
オ) 納税証明書(写し)
・法人 平成18・19年度分の法人市民税及び固定資産税に係るもの(入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は、平成17・18年度分)
・個人 平成18・19年度分の市県民税及び固定資産税に係るもの
カ) 国民健康保険納付証明書(写し)(個人業者のみで平成18・19年度分に係るもの)
キ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
ク) 商業登記登記事項証明書(写し)(法人のみ)
※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの)及び審査対象とする組合員のウ)に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成18年10月1日から平成19年9月30日の間に審査基準日を有する最新のもの)
ウ) 営業所一覧表
エ) 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
オ) 工事経歴書
カ) 建設業許可申請書{様式第一号及び別表(役員名・許可業種・営業所を明らかにする部分)を含む写し}
キ) 納税証明書(写し)
・法人 平成18・19年度分の法人市県民税(入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は、平成17・18年度分)及び固定資産税に係るもの
・個人 平成18・19年度分の市県民税及び固定資産税に係るもの
ク) 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)
ケ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
コ) 商業登記登記事項証明書(写し)(法人のみ)

※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

<市外業者>(市内に建設業法に基づく本店又は支店等を有しない者)

ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成18年10月1日から平成19年9月30日の間に審査基準日を有する最新のもの)
ウ) 営業所一覧表
エ) 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
オ) 工事経歴書
カ) 建設業許可申請書{様式第一号及び別表(役員名・許可業種・営業所を明らかにする部分)を含む写し}
キ) 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)
・法人 (その3)又は(その3の3)様式
・個人 (その3)又は(その3の2)様式
ク) 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)
ケ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
コ) 商業登記登記事項証明書(写し)(法人のみ)
※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程による登録業者)
- 2 測量業者(測量法による登録業者)
- 3 建築設計業者(建築士法による登録業者)
- 4 地質調査業者(地質調査業者登録規程による登録業者)
- 5 補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規程による登録業者)
- 6 その他(1~5以外で調査業務等について営業する者)

ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
イ) 業態調書
ウ) 営業所一覧表
エ) 技術職員名簿
オ) 営業に關し法律上必要とする登録の証明書(写し)
カ) 財務諸表(直近1年度分)

なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあっては、現況報告書を必ず提出すること。

キ) 納税証明書(写し)

・市内業者及び準市内業者

法人 平成18・19年度分の法人市民税(入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は、平成17・18年度分)及び固定資産税に係るもの

個人 平成18・19年度の市県民税及び固定資産税に係るもの

・市外業者

法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)

法人(その3)又は(その3の3)様式

個人(その3)又は(その3の2)様式

ク) 国民健康保険納付証明書(写し)(市内個人業者のみで平成18・19年度分に係るもの)

ケ) 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)

コ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)

サ) 商業登記登記事項証明書(写し)(法人のみ)

* 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

様式省略

(平成19年12月17日掲示済)

奈良市水道局告示第45号

平成20年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成19年12月17日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

平成20年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成20年度において、奈良市水道局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市水道事業管理者が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、指名競争入札に参加しようとされる方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

なお、今回は追加年受付となりますので平成19年2月に申請されなかった方(新規に申請される方を含む。)のみ対象とします。

別表第1

1 指名競争入札(見積り)に参加する者に必要な資格
(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 平成18・19年度分の市県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合、平成17・18年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。

(3) 平成18・19年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。(市内個人業者)

(4) 法令等の規定により営業に係り免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。

(5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。

2 受付期間及び時間

(1) 受付期間

平成20年2月14日(木)～平成20年2月29日(金)
(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

3 受付場所及び申請方法

(1) 受付場所

奈良市役所庁舎北棟 6階 第23会議室
<問い合わせ先>奈良市水道局業務部経理課
TEL 0742-34-5200(代)

(2) 申請方法

送付又は持参受付とします。

(市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者の方は可能な限り送付申請してください。送付受付は2月1日から2月29日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

4 送付先

〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係

5 登録有効期間

1年間(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

6 その他留意事項

(1) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札指名を留保します。

(2) 入札参加資格審査申請書一式は、奈良市水道局ホームページに掲載します。また、ホームページをご覧になれない方については、業務部経理課窓口で配布しますが、送付でのお取り寄せはできません。(申請書の配布は平成20年1月4日以降になります。)

(3) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等） (様式第1号)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より1種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調書 (様式第2号-1) (様式第2号-2)	○	○	
3	契約実績調書・取扱種目 (様式第3号-1) (様式第3号-2)	○	○	過去2年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格（技術）者等調書 (様式第4号-1) (様式第4号-2)	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。
	例－警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。			
5	使用印鑑届 (様式第5号)	○	○	奈良市水道局との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (様式第6号)	△		権限を代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合（注）委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第7号)	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書（原本）	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村
9	商業登記登記事項証明書（写し可）	○		法務局が証明するもの
10	納税証明書（写し可） *市内業者（本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。） ・市県民税（法人市民税） (最近2箇年分) ・固定資産税 (最近2箇年分) *市外業者（国税） 個人・・・所得税 (その3又はその3の2) 法人・・・法人税 (その3又はその3の3)	○	○	個人・法人 平成18・19年度分の市県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は、平成17・18年度分）及び固定資産税 (市民税課で証明) (税務署で証明)
	納付証明書（写し可） *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料 (最近2箇年分)		○	個人 平成18・19年度分の国民健康保険料（平成19年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの） (国保年金課で証明)
11	カタログ・定価表等	△	△	
(注) • ○印は、各業者の方が必ず提出するもの • △印は、必要な業者の方のみが提出するもの • 番号9・10の書類については、複写を認めます。				

留意事項

- 1 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- 2 この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、当初1年間は入札指名を留保します。
- 3 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 4 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 5 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 6 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 7 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続が必要です。
- 8 送付の場合は、連絡先・担当者を明記してください。（2月29日消印・受付有効）この際、指名競争入札参加資格審査申請書受領書送付のため、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。
- 9 提出していただいた入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、別表第1中

開示の対象となります。

- 10 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじ（様式第7号を除く。）にしてください。

別表第2及び様式第1号から様式第8号まで省略
(平成19年12月17日掲示済)奈良市水道局管理規程第13号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月25日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、」を「6,500円（）に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第11条第2項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
円 134,000	円 183,800	円 221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600
152,500	210,700	250,600
153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600
158,300	218,600	258,600

1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
円 135,600	円 185,800	円 222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700
145,900	201,800	239,600
147,200	203,600	241,500
148,500	205,400	243,400
149,800	207,000	245,300
151,300	208,900	247,200
152,800	210,800	249,000
154,400	212,700	250,800
155,700	214,600	252,600
157,200	216,500	254,600
158,700	218,400	256,600
160,200	220,300	258,600

159,700	220,400	260,500		161,600	222,000	260,500	
162,300	222,400	262,400		164,300	223,900	262,400	
164,900	224,400	264,300		166,900	225,800	264,300	
167,500	226,400	266,200		169,500	227,700	266,200	
170,200	228,300	268,200		172,200	229,500	268,200	
171,900	230,200	270,100		173,900	231,300	270,100	
173,600	232,100	272,000		175,600	233,100	272,000	
175,300	234,000	273,900		177,300	234,900	273,900	
176,800	235,700	275,800		178,800	236,500	275,800	
178,600	237,300	277,700		180,600	238,000	277,700	
180,400	238,900	279,600		182,400	239,500	279,600	
182,200	240,500	281,500		184,200	241,000	281,500	
183,800	242,100	283,200		185,800	242,500	283,200	
185,300	243,700	285,100		187,300	244,000	285,100	
186,800	245,300	287,000		188,800	245,500	287,000	
188,300	246,900	288,900	を	190,300	247,100	288,900	に
189,600	248,400	290,600		191,600	248,400	290,600	
190,900	250,000	292,400		192,900	250,000	292,400	
192,200	251,600	294,200		194,200	251,600	294,200	
193,500	253,200	296,000		195,500	253,200	296,000	
194,900	254,600	297,900		196,900	254,600	297,900	
196,200	256,000	299,600		198,200	256,000	299,600	
197,500	257,400	301,300		199,500	257,400	301,300	
198,800	258,800	303,000		200,800	258,800	303,000	
200,000	260,100	304,700		202,000	260,100	304,700	
201,300	261,500	306,400		203,300	261,500	306,400	
202,600	262,900	308,100		204,600	262,900	308,100	
203,900	264,300	309,800		205,900	264,300	309,800	
205,100	265,600	311,300		207,100	265,600	311,300	
206,300	266,900	312,900		208,200	266,900	312,900	
207,500	268,200	314,500		209,300	268,200	314,500	
208,700	269,500	316,100		210,400	269,500	316,100	
210,000	270,600	317,800		211,600	270,600	317,800	
211,100	271,900	319,400		212,600	271,900	319,400	
212,200	273,200	321,000		213,600	273,200	321,000	
213,300	274,500	322,600		214,600	274,500	322,600	
214,400	275,700	324,100		215,600	275,700	324,100	
215,500	276,800	325,300		216,600	276,800	325,300	
216,600	277,900	326,500		217,600	277,900	326,500	
217,700	279,000	327,700		218,600	279,000	327,700	
218,800	280,200	328,800		219,600	280,200	328,800	
219,900	281,200	329,800		220,600	281,200	329,800	
221,000	282,200	330,800		221,600	282,200	330,800	
222,100	283,200	331,800		222,600	283,200	331,800	
223,000	284,200	332,700		223,400	284,200	332,700	
224,100	285,100	333,500		224,400	285,100	333,500	
225,200	286,000	334,300		225,400	286,000	334,300	
226,300	286,900	335,100	」	226,500	286,900	335,100	」

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給等)
- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額は、管理者の定めるところによる。
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
(委任)

(平成19年12月25日掲示済)

奈良市水道局管理規程第14号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程

奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「はい用」を「着用」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(名札)

第8条の2 職員は、勤務時間中、名札を着用しなければならない。ただし、市の施設以外の場所へ公用で外出するときは、着用しないことができる。

2 名札は、職員が採用されたときに交付し、職員が退職するときは、直ちに返還しなければならない。

3 名札の型式及び記載事項は、別に総務課長が定めるものとする。

4 名札を紛失し、若しくは着用に耐えなくなったとき、又は記載事項に変更のあったときは、再交付を受けなければならない。この場合において、自己の責により紛失したときは、その実費を負担させるものとする。

第19条第1項中「次に掲げる書類」を「履歴書（別記第2号様式の2）」に改め、同項第1号及び同項第2号を削り、同条第2項中「前項各号」を「前項」に改め、「免許証」を「免許、検定その他の資格を取得したことを証する書類」に改める。

第29条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第29条の2 第1項第1号中「（交替勤務を要する職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、管理者が定める日）」を削る。

第38条（見出しを含む。）中「年次有給休暇」を「年次休暇」に改める。

第63条中「奈良市水道局職員互助会施設」を「奈良市水道局職員福利厚生施設」に改める。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2(第19条関係)

履歴書

年月日現在

ふりがな			生年月日	性別	男・女
氏名					
ふりがな					
現住所	(〒一)				
電話番号	自宅				
	携帯等				
採用時最終学歴	学校・学部科名			修学期間	
				年月～年月卒業	
職歴	勤務先の名称			在職期間	
				年月～年月	
				年月～年月	
				年月～年月	
資格・免許	名称	資格番号		取得年月	
				年月	
(注) 提出時に資格証・免許証を提示し、写しを添付すること。					

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第19条関係)

決 裁 印 欄	決 裁	
	処 理	

履歴事項変更届				
届出	年 月 日	所属名		
		職員番号		
受付	年 月 日	氏 名	印	
		変更事項		記入事項
ふりがな 氏名	旧			住民票記載 事項証明書
	新			
住所	旧			住民票記載 事項証明書
	新	電話番号		
学歴	旧			卒業証明書 成績証明書
	新	学校名	学部	
		卒業年月日	学科	
資格取得		資格名等	取得年月日	資格取得 証明書写し
			取得番号	
(注) 1 変更のある事項のみ記入すること。 2 氏名の変更の場合は、職員証を同時に提出すること。				

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第33条・第40条関係）

決 裁 印 欄

年 月 日

奈良市水道事業管理者

所 属
氏 名

印

年次・病気・特別・介護・組合 休暇願
欠勤届

休暇の日 年 月 日 時 分から
又は期間 年 月 日 時 分まで

日 時間

特記事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の奈良市水道局職員就業規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(平成19年12月28日掲示済)

奈良市水道局管理規程第15号

奈良市水道局職員記章規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

奈良市水道局職員記章規程の一部を改正する規程

奈良市水道局職員記章規程（昭和33年奈良市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の記章」を「職員記章」に改める。

第2条中「地方公営企業法第15条」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条」に改める。

第3条中「はい用」を「着用」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、奈良市水道局職員就業規則（昭和33年水道局管理規程第6号）第8条の2に規定する名札を着用する場合は、この限りでない。

第4条中「制服にあつては上衣の左方見返しに、その他

にあつては、左胸部の見易い箇所には「い用」を「、上衣の左胸部その他認識しやすい箇所に着用」に改める。

第5条第1項中「亡失又はき損」を「紛失」に「願出なければならない」を「願い出なければならない」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成19年12月28日掲示済)

奈良市水道局管理規程第16号

奈良市水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

奈良市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

奈良市水道局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条浄水課長の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成19年12月28日掲示済)

奈良市水道局管理規程第17号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

<p>奈良市水道事業管理者 中尾一郎</p> <p>奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程</p> <p>奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第7条第1項中「アの欄」を「ア欄」に改める。</p> <p>第23条第2項中「次の各号に掲げる時間を除く」を「休日等（第25条の規定により休日勤務手当が一般の職員に支給される日をいう。以下この項において同じ。）が属する週において、就業規則第24条第1項の規定によりあらかじめ勤務時間が割り振られていた職員が、当該週において休日等に勤務を命ぜられ休日勤務手当を支給されることとなる場合における、次の各号に掲げる時間を除く」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。</p> <p>(1) 当該週の勤務時間が法定労働時間に当該週の休日等に勤務を命ぜられ休日勤務手当を支給されることとなる時間（以下この項において「休日等勤務時間」という。）を加えた時間以下になるとときの就業規則第24条第1項の規定によりあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（次号において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務した時間</p> <p>(2) 当該週の勤務時間が法定労働時間に休日等勤務時間を加えた時間を超えるとき（割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間と同じ場合に限る。）の割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、休日等勤務時間の時間数に相当する時間</p> <p>第23条第2項第3号を削る。</p> <p>別表第5中「職種」を「種類」に改め、同表外務手当の項中「、1日4時間以上」を削り、同表に備考として次のように加える。</p> <p>備考</p> <p>1 金額については、適用範囲に規定する業務に従事した時間が1日（暦日による。）に4時間以上の場合は当該額とし、4時間未満の場合は当該額の100分の60に相当する額とする。</p> <p>2 前項の規定に基づき算定した時間に、1時間未満の端数があるときは、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年12月28日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市水道局管理規程第18号</p> <p>奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>平成19年12月28日</p> <p>奈良市水道事業管理者 中尾一郎</p> <p>奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程</p>	<p>奈良市水道局会計規程（昭和57年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条第2項中「、水道事業管理者が任命し」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。</p> <p>2 現金取扱員は、次に掲げる課等の職員（再任用職員、非常勤嘱託職員及び臨時職員を含む。）をもつて充てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 経理課 (2) 料金お客様課 (3) 西部営業所 (4) 前3号に定めるもののほか、水道事業管理者が特に必要と認めた課 <p>附則</p> <p>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年12月28日掲示済)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">教育委員会</p> <p>奈良市教育委員会告示第21号</p> <p>奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。</p> <p style="text-align: center;">平成19年12月21日</p> <p style="text-align: right;">奈良市教育委員会 委員長 小谷勝彦</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市奈良阪町1731番地 奈良市黒髪山キャンプフィールド</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市内侍原町1番地 奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会 会長 綿谷正之</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第3条に規定する事業の実施に関すること。 (2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用承認及び使用制限に関すること。 (3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関すること。 (4) その他教育委員会が定めること。 <p style="text-align: right;">(平成19年12月21日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市教育委員会告示第22号</p> <p>奈良市公民館24施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。</p> <p style="text-align: center;">平成19年12月21日</p>
---	---

<p>奈良市教育委員会 委員長 小谷勝彦</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">施設の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>奈良市生涯学習センター</td><td>奈良市杉ヶ町23番地</td></tr> <tr><td>奈良市立中部公民館</td><td>奈良市上三条町23番地の4</td></tr> <tr><td>奈良市立西部公民館</td><td>奈良市学園南三丁目1番5号</td></tr> <tr><td>奈良市立南部公民館</td><td>奈良市山町27番地の1</td></tr> <tr><td>奈良市立三笠公民館</td><td>奈良市大宮町四丁目313番地の3</td></tr> <tr><td>奈良市立田原公民館</td><td>奈良市茗荷町1078番地の1</td></tr> <tr><td>奈良市立富雄公民館</td><td>奈良市鳥見町二丁目9番地</td></tr> <tr><td>奈良市立柳生公民館</td><td>奈良市柳生町340番地</td></tr> <tr><td>奈良市立若草公民館</td><td>奈良市川上町575番地</td></tr> <tr><td>奈良市立登美ヶ丘公民館</td><td>奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81</td></tr> <tr><td>奈良市立興東公民館</td><td>奈良市大柳生町3633番地</td></tr> <tr><td>奈良市立春日公民館</td><td>奈良市南京終町一丁目86番地の1</td></tr> <tr><td>奈良市立二名公民館</td><td>奈良市学園赤松町3684番地</td></tr> <tr><td>奈良市立京西公民館</td><td>奈良市六条西一丁目3番43-2号</td></tr> <tr><td>奈良市立平城西公民館</td><td>奈良市神功四丁目25番地</td></tr> <tr><td>奈良市立伏見公民館</td><td>奈良市青野町191番地の1</td></tr> <tr><td>奈良市立富雄南公民館</td><td>奈良市中町501番地の3</td></tr> <tr><td>奈良市立平城公民館</td><td>奈良市秋篠町1468番地</td></tr> <tr><td>奈良市立飛鳥公民館</td><td>奈良市紀寺町984番地</td></tr> <tr><td>奈良市立都跡公民館</td><td>奈良市五条町204番地の1</td></tr> <tr><td>奈良市立登美ヶ丘南公民館</td><td>奈良市中山町西二丁目921番地の1</td></tr> <tr><td>奈良市立平城東公民館</td><td>奈良市朱雀六丁目9番地の1</td></tr> <tr><td>奈良市立月ヶ瀬公民館</td><td>奈良市月ヶ瀬尾山2815番地</td></tr> <tr><td>奈良市立都祁公民館</td><td>奈良市針町2191番地</td></tr> </tbody> </table> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市杉ヶ町23番地 財団法人奈良市生涯学習財団 理事長 中尾勝二</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) 公民館の事業の実施に関すること。 (2) 公民館の使用承認及び使用制限に関すること。 (3) 公民館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。 (4) その他教育委員会が定めること。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年12月21日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市教育委員会告示第23号 上深川歴史民俗資料館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。</p>	施設の名称	施設の所在地	奈良市生涯学習センター	奈良市杉ヶ町23番地	奈良市立中部公民館	奈良市上三条町23番地の4	奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目1番5号	奈良市立南部公民館	奈良市山町27番地の1	奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目313番地の3	奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町1078番地の1	奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目9番地	奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町340番地	奈良市立若草公民館	奈良市川上町575番地	奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81	奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町3633番地	奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目86番地の1	奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町3684番地	奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目3番43-2号	奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目25番地	奈良市立伏見公民館	奈良市青野町191番地の1	奈良市立富雄南公民館	奈良市中町501番地の3	奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町1468番地	奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町984番地	奈良市立都跡公民館	奈良市五条町204番地の1	奈良市立登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目921番地の1	奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目9番地の1	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山2815番地	奈良市立都祁公民館	奈良市針町2191番地	<p>平成19年12月21日</p> <p>奈良市教育委員会 委員長 小谷勝彦</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>奈良市鴻ノ池球場</td><td>奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号</td></tr> <tr><td>奈良市緑ヶ丘球場</td><td>奈良市奈良阪町2,851番地</td></tr> <tr><td>奈良市中央体育館</td><td>奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号</td></tr> <tr><td>奈良市中央第二体育館</td><td>奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号</td></tr> <tr><td>奈良市南部生涯スポーツセンター体育館</td><td>奈良市杏町467番地の1</td></tr> <tr><td>奈良市西部生涯スポーツセンター体育館</td><td>奈良市中町4,860番地</td></tr> <tr><td>奈良市鴻ノ池陸上競技場</td><td>奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号</td></tr> <tr><td>奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール</td><td>奈良市中町4,860番地</td></tr> <tr><td>奈良市柏木コート</td><td>奈良市柏木町255番地の1</td></tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2,851番地	奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4,860番地	奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4,860番地	奈良市柏木コート	奈良市柏木町255番地の1
施設の名称	施設の所在地																																																																						
奈良市生涯学習センター	奈良市杉ヶ町23番地																																																																						
奈良市立中部公民館	奈良市上三条町23番地の4																																																																						
奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目1番5号																																																																						
奈良市立南部公民館	奈良市山町27番地の1																																																																						
奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目313番地の3																																																																						
奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町1078番地の1																																																																						
奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目9番地																																																																						
奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町340番地																																																																						
奈良市立若草公民館	奈良市川上町575番地																																																																						
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81																																																																						
奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町3633番地																																																																						
奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目86番地の1																																																																						
奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町3684番地																																																																						
奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目3番43-2号																																																																						
奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目25番地																																																																						
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町191番地の1																																																																						
奈良市立富雄南公民館	奈良市中町501番地の3																																																																						
奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町1468番地																																																																						
奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町984番地																																																																						
奈良市立都跡公民館	奈良市五条町204番地の1																																																																						
奈良市立登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目921番地の1																																																																						
奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目9番地の1																																																																						
奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山2815番地																																																																						
奈良市立都祁公民館	奈良市針町2191番地																																																																						
名 称	所 在 地																																																																						
奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号																																																																						
奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2,851番地																																																																						
奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号																																																																						
奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号																																																																						
奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1																																																																						
奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4,860番地																																																																						
奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号																																																																						
奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4,860番地																																																																						
奈良市柏木コート	奈良市柏木町255番地の1																																																																						

奈良市黒谷コート	奈良市中町2,877番地
奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地
奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目902番地の374
奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号
奈良市西部生涯スポーツセンター コート	奈良市丸山一丁目905番地
奈良市南部生涯スポーツセンター コート	奈良市杏町467番地の1
奈良市柏木球技場	奈良市柏木町255番地の1
奈良市黒谷球技場	奈良市中町2,877番地
奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地
奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市中ノ川球技場	奈良市芝辻町556番地の1
奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町1,367番地
奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目1,761番地の2
奈良市西部生涯スポーツセンター 球技場	奈良市丸山一丁目905番地
奈良市南部生涯スポーツセンター 球技場	奈良市杏町467番地の1
奈良市西部生涯スポーツセンター ゲートボール場	奈良市丸山一丁目1,079番地の238
奈良市南部生涯スポーツセンター 多目的コート	奈良市杏町467番地の1
奈良市西部生涯スポーツセンター クラブハウス	奈良市丸山一丁目1,079番地の238

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号

財団法人奈良市スポーツ振興事業団

理事長 中尾 勝二

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 (3) その他教育委員会が定めること。
 (平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第25号

奈良市平城プール等の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市平城プール	奈良市右京三丁目18番地
奈良市青山プール	奈良市青山三丁目2番地

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号

財団法人奈良市スポーツ振興事業団

理事長 中尾 勝二

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 (3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第26号

奈良市中央武道場等の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号
奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号

財団法人奈良市武道振興会

理事長 西田 照夫

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第27号

奈良市ならやま屋内温水プールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目3番地の1

奈良市ならやま屋内温水プール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目9番10号

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 野崎 善男

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第28号

奈良市青年の家交楽館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮佐保山四丁目1番1号

奈良市青年の家交楽館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号

財団法人奈良市武道振興会

理事長 西田 照夫

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市青年の家交楽館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市青年の家交楽館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市青年の家交楽館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第29号

奈良市都祁体育館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町1161番地

奈良市都祁体育館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市都祁白石町1133番地

財団法人奈良市都祁地域振興財団

理事長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第30号

奈良市七条コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市七条一丁目2番1号

奈良市七条コミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市七条一丁目36番地4-1号

七条地区自治連合会

会長 中司 和人

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の使用承認及

び使用制限に関すること。

- (2) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第31号

奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南紀寺町五丁目54番地の1
奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南紀寺町五丁目27番地
南紀寺町五丁目第一自治会
会長 西岡利文
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第32号

奈良市東市コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町265番地の1
奈良市東市コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町99番地の1
東市地区自治連合会
会長 寺井 隆
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。

- (2) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第33号

奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市朱雀六丁目8番4号
平城ニュータウンスポーツ協会
会長 福井勝治
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第34号

奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市神功三丁目6番地
奈良市高の原コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市朱雀六丁目8番4号
平城ニュータウンスポーツ協会
会長 福井勝治
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の施設及び

設備の維持管理に関すること。
(3) その他教育委員会が定めること。
(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第35号

奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町469番地
奈良市邑地コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町1531番地
邑地町自治会
会長 辻太郎
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第36号

奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市下狭川町2882番地の3
奈良市狭川コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市下狭川町2156番地の1
狭川地区自治連合会
会長 藤澤久男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他教育委員会が定めること。
(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第37号

奈良市田原コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町203番地の1
奈良市田原コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市矢田原町1124番地
田原地区自治連合会
会長 東尾善弘
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

奈良市教育委員会告示第38号

奈良市石打コミュニティスポーツプールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬石打505番地の1
奈良市石打コミュニティスポーツプール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬石打2375番地の2
石打自治会
会長 田中喜隆
- 3 指定管理者の指定の期間
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市石打コミュニティスポーツプールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市石打コミュニティスポーツプールの施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成19年12月21日掲示済)

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第76号**

検察審査会法第10条第1項及び第5項の規定により平成20年度検察審査員候補者を選定し、検察審査員候補者名簿を調製しましたので、同法第11条第2項の規定により当該名簿に登載された者の氏名を次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

1 平成20年度検察審査員候補者 別紙のとおり

別紙

第1群

福島 和美	江崎 洋佑	木下 英津子
和田 優子	梶山 江美	赤井 薫
渥美 貴恵	西原 麗子	武田 治
岡本 祥嗣	田邊 日出子	服部 佳子
中川 行雄	多口 公美子	佐立 友吉朗
江田 薫	出野 光代	吉川 尚利
岡田 鉄太郎	高松 靖	福井 京子
阿部 弘次郎	中谷 英行	高以秉 曜
尾崎 孝志	枚本 良明	福井 婦美子
本多 智美	今宮 絹代	植村 純司
明田 晴美	山下 昭次	小田 早紀
和田 朋二	中西 俊晴	南 カヨ子
大西 彪弘	矢嶋 はるみ	鈴木 貴之
山本 トシ子	久岡 須恵子	和田 泰宇
米谷 久子	南 宏典	
千葉 昭子	内田 慎也	

第2群

萩原 美和子	松嶋 直樹	武内 美奈
大森 光枝	瀧谷 美津子	佐藤 良恵
山中 幸	小間 正視	後藤 咲野
井上 ヒロ子	山中 雄大	平田 真代
井上 太	仲埜 勝之	甲斐 嘉明
大西 敏久	西村 隆浩	木村 匡貴
川元 孝文	前園 佳奈子	山田 喜代子
前平 和廣	梅原 達也	吉岡 光代
有山 ゆかり	藤井 雅文	奥田 達子
田中 みつ子	川辺 俊輝	伊藤 かほる
中田 佐織	武田 真由美	関口 かほる
酒井 規行	山田 博史	井元 芳子
岡本 重子	後藤 真理	山下 朋博
浅田 聖子	米本 紀子	内海 博明
伊藤 好子	今西 美津	
西本 婦二子	土井 正博	

第3群

栗本 雅子	森田 ミヤ子	今井 潤
玉置 仁	農澤 和子	藤田 敏行
安田 潔司	下 麻衣子	松尾 真依
岡田 博行	小山 信	高橋 祥
中西 百合子	加藤 和彦	今井 俊治
林 広子	井上 静代	高倉 聰代
杉村 實	柳田 麻理	森田 光代
加藤 哲一	豊田 恭士	黒木 佑希子
飯田 静子	清水 栄子	出雲 秀美
内匠屋 義広	米井 充子	中井 利江
中居 清治	大浦 臣吾	武部 利惠
中谷 タカ子	田頭 雪絵	岡部 紗子
中谷 喜吉	瀬崎 美保	村尾 燐
岡田 美栄子	田村 加代子	富田 敏子
源 みつ枝	堀 裕子	
藤原 祥子	田中 カズ子	

第4群

垣内 奈緒美	千葉 徹	小栗 裕美子
清水 智裕	坂本 純一	鬼山 末子
山澤 成介	土井 定作	岡本 富美子
奥西 稔三	大橋 良江	川原崎 靖子
姫木 康美	山本 紗子	葭田 博
巽 弘晴	宮部 真一	勝田 紗美
安部 亜紀	橋本 和子	池上 久美子
穴田 恵子	田中 真澄	原田 和子
森 朋智	西村 峰幸	續木 好子
田邊 ミチヨ	徳本 ユキノ	南岡 純司
清水 桜子	森 覚	高橋 美智子
吉村 初美	西山 久美子	岩橋 道江
内芝 奈美	佃 加奈子	宮本 貴美子
亀山 有加里	奥畑 キチ	飯田 富美代
神野 裕美	篠川 克子	諸多 良之

(平成19年12月21日掲示済)